

○ 防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十九年防衛省告示第七十号）新
旧対照表（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する手続等は、防衛省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。	第一条 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する手続等は、防衛省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等並びに防衛大臣及び他の行政機関又は行政機関の長が所管する公益法人に係る防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）に基づく手続等とする。
第四条（略） 一（略） 二 申請等を行う者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの 三（略）	第四条（略） 一（略） 二 申請等を行う者に係る電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの 三（略）